

# 地域密着型サービス事業所への 指導について

# 地域密着型サービス事業所への指導方法等

## 1 実地指導

### (1) 指導方法

厚生労働省が定める実地指導に関するマニュアル等に基づき、事業所を訪問し、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で実施（地域福祉課）

※ 事業所の指定期間（原則6年間）のうちに1回以上実施することとして、年次計画に基づいて実施

### (2) 実施状況

令和2年度は、全24事業所のうち5事業所を対象に実施

※ 地域密着型通所介護3事業所、認知症対応型通所介護1事業所、認知症対応型共同生活介護1事業所

## 2 集団指導

### (1) 指導方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従来の講習方式は採らず、市ホームページに集団指導資料を掲載し、各事業所において当該資料を確認の上、確認票を提出してもらう方式に変更して実施（地域福祉課、高齢介護課）

### (2) 実施状況

令和3年6月末に市ホームページに資料を掲載

# 指導の主な内容①

項目	問題点	指導内容（要旨）
運営規程	運営規程に記載すべき事項が記載されていない。	必要な事項を正確に記載すること。 （指導の多かった事項） <ul style="list-style-type: none"><li>・提供しているサービスを正確に記載すること。</li><li>・従業員の職種、員数及び職務内容の記載を現状と合わせること。</li><li>・利用料等の額を最新の内容に更新すること。</li></ul>
重要事項説明書	重要事項説明書に記載すべき事項が記載されていない。	必要な事項を正確に記載すること。 （指導の多かった事項） <ul style="list-style-type: none"><li>・作成年月日を記載すること。</li><li>・営業日、利用者負担額、事業の実施区域を正確に記載すること。</li></ul>
掲示	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の内容が不十分である。	掲示する重要事項には、現在の状況を正確に記載すること。 （指導の多かった事項） <ul style="list-style-type: none"><li>・事故発生時の対応を記載すること。</li><li>・第三者評価の実施状況を記載すること。</li></ul>

## 指導の主な内容②

項目	問題点	指導内容（要旨）
勤務体制の確保等	雇用契約の確認できない従業員がいる。	雇用契約等により、事業所の管理者の指揮命令下にある従業員によってサービスを提供すること。
	従業員の勤務の体制が定められていない。	原則として、月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。
利用料等の受領	保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用がある。	国が示す通知に基づき、適切に取り扱うこと。 （例） ・利用者等が負担すべき「その他の日常生活費」については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生労働省通知）」に基づき、適切に受領すること。

## 指導の主な内容③

項目	問題点	指導内容（要旨）
生活相談員、 介護職員	生活相談員又は介護職員に常勤 がない。	生活相談員又は介護職員のうち、1 人以上は常勤とすること。
非常災害対策	水防法等に基づく避難訓練が実 施されていない。	「加須市地域防災計画」に要配慮 （災害時要援護）者利用施設として 定められている事業所は、水防法等 に基づく避難訓練を年1回以上実施 すること。
地域との連携	運営推進会議が開催されていな い。	運営推進会議を必要な回数開催して 活動状況を報告し、評価を受けると ともに、必要な要望や助言等を聴く 機会を設けること。
介護職員処遇 改善加算 （※）	介護職員処遇改善計画が職員に 周知されていない。	介護職員処遇改善計画を全ての職員 に周知すること。

※介護の現場で働く介護職員の処遇改善を図るため、一定の要件を満たした事業所で働く介護職員の賃金改善を行うための加算